

## お知らせ

記者発表資料 令和元年 8月28日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

# 地域建設業の事業継続計画（BCP）を公募します ～ 公募期間は「8月30日（金）～9月30日（月）」～

平成24年4月1日より開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度※」について、「新規」および「継続更新」を次のとおり公募します。

※ 建設会社等の災害時における事業継続力を高めるための取り組み

### 【公募の概要】

#### 1. 申込期間

令和元年8月30日（金）～9月30日（月）

#### 2. 対象とする建設会社等

中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等

なお、このたびの継続更新は、平成29年度第1回および第2回「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象（平成30年度より公募機会が年間1回となりましたのでご注意ください）

#### 3. 申込要項

別紙-1「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定  
令和元年度 申込要項」のとおり

※作成解説書第5版を中国地方整備局WEBサイトに掲載していますので、参考にしてください。

<制度の詳細や関係資料については、中国地方整備局WEBサイトから入手できます>

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

#### 【担当】

防災室長

ふじい いさお  
藤井 勲 （内線2151）

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ  
岩下 恭久 （内線2117）

企画部 環境調整官

さかもと やすまさ  
坂本 泰正 （内線3114）

# 中国地方における地域建設業の事業継続計画認定 令和元年度 申込要項

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「3. 新規審査について」、「4. 更新審査について」に基づき、次のとおり公募します。

## 対象とする建設会社等

中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」または「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。

なお、このたびの継続更新は、平成29年度第1回および同第2回「中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定」（中国地方整備局長認定）を受けている建設会社等が対象となります。

## 申込方法

申込先に申込書類一式を「持参」または「郵送」にてお願いします。  
郵送の場合は、令和元年9月30日（月）消印まで有効です。

## 申込先（問い合わせ先）

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 11階

国土交通省 中国地方整備局 **防災室 調整係（担当：仁科）**

TEL 082-221-9231（代表）（内線：2167）

≪受付時間≫ 09:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日を除く）

## 申込期間

令和元年8月30日（金）～9月30日（月）（郵送の場合、令和元年9月30日（月）消印まで有効）

## 申込書類（様式）および必要部数

≪様式等≫ 中国地方整備局 WEB サイト(<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>) 参照してください

- ① 災害時の事業継続計画認定申込書（実施要領 様式1）A4判タテ  
⇒「事業継続計画（秘匿版）※」の1枚目に綴じる . . . . . 1部（正）  
⇒「事業継続計画（非秘匿版）※」の1枚目に綴じる . . . . . 1部（写）
- ② 審査用チェックシート（実施要領 様式2）A3判（A4判折タテ）  
⇒「事業継続計画（秘匿版）※」の2枚目に綴じる . . . . . 1部（正）  
⇒「事業継続計画（非秘匿版）※」の2枚目に綴じる . . . . . 1部（写）
- ③ 事業継続計画書（表題および書式は全て任意）  
⇒「事業継続計画（秘匿版）※」 . . . . . 1部  
⇒「事業継続計画（非秘匿版）※」 . . . . . 1部

※「事業継続計画書（秘匿版）」は、社外秘情報（経営情報・個人情報等）の記載について黒塗り等で秘匿処理したものを示し、「事業継続計画書（非秘匿版）」は、秘匿処理していないものを示します。それぞれ1部ずつの提出が必要です。なお、「事業継続計画書（非秘匿版）」は、認定作業終了後にご返却し、「事業継続計画書（秘匿版）」は認定期間中、中国地方整備局にて保管します。

## 《留意事項》

- 1) 申込書(様式 1)の担当窓口は、口頭審査の案内等、電子メールにより実施するため、常時受信確認ができるメールアドレスを登録してください。
- 2) 審査用チェックシート(様式 2)は、事業継続計画書の作成後、チェック内容が該当する記載ページを記入し、また、その内容が網羅できているか確認のうえ、セルフチェックとしてチェックボックス内に✓を記入してください。
- 3) 秘匿処理は、秘匿を必要とする部分のみを黒塗り等で処理(油性ペン等での塗りつぶしでは透けるため、データ上で黒塗りしたものの印刷、または、油性ペン等で黒塗りしたものをコピー等で対応)してください。

良い例		悪い例	
要連絡先担当者	連絡手段	要連絡先担当者	連絡手段
属：〇〇 名：〇〇 理：〇〇	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	属：〇〇 名：〇〇 理：〇〇	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：
属：〇〇 名：〇〇 理：〇〇	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：	属：〇〇 名：〇〇 理：〇〇	電 話： FAX： 電子メール： 携帯電話： 携帯メール：
	被害状		被害状
	・協定の 性の連 ・発注 ・協定の 握		・協定の 性の連 ・発注 ・協定の 握
秘匿した項目・内容が確認できる。 記入していない内容が確認できる。		秘匿した項目が確認できない。 記入していない内容が確認できない。	

- 4) 事業継続計画は、フラットファイル(A4判タテ)に綴じるものとし、「提出資料表紙様式」(EXCEL形式)に必要な事項を記載のうえ、フラットファイル全面に糊付け等で貼り付けてください。
- 5) 事業継続計画書に参考資料として各種根拠資料を添付する場合は、当該資料全ての掲載は不要であり、表紙と該当頁の抜粋版(該当箇所にアンダーライン等を明示のこと)の添付で構いません。
- 6) 事業継続計画書の図面等に記載される文字等の情報は判読できるように配慮してください。
- 7) 事業継続計画書の表題および書式は全て任意であるが、必須事項の内容が確実に記載されていることを確認するため、表題番号が任意の場合(例：表 2-1-2)は、「作成解説書(第 5 版)様式集」の様式記号(例：B-1-2)を併記してください。

## 審査方法

審査は「書類審査」と「口頭審査」により実施します。

### ① 書類審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、申込書類の記載内容を審査します。

### ② 口頭審査

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)に基づき、事業継続計画書の記載内容について口頭により確認します。口頭審査の日程(11~1月頃の予定)、場所等については、別途審査事務局より電子メールにてご案内します。

また、3回目以降の更新審査(今回の対象者は、“平成25年度”に初めて認定された企業で、かつ、“平成29年度”の更新審査を受け、認定された企業)で、奇数回(3回、5回、・・・)の場合、「口頭審査」を省略します。ただし、必要に応じてヒアリング(電話確認を含む)を実施する場合があります。

## 認定基準

「災害時の事業継続計画」の認定基準(別紙)のとおり

## 認定の有効期間

令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日

(別紙)

## 「災害時の事業継続計画」の認定基準

### ■ 書類審査

提出された「災害時の事業継続計画」の記載内容に関して、

1. 審査用チェックシート(様式2)に掲げる全ての項目について記載されていること。
2. 記載内容が適切(曖昧な表現がない、実行性があるなど)であること。
3. 作成した書類に不備(記入漏れ、誤記、添付資料の欠落など)がないこと。
4. 虚偽の記載がないこと。虚偽の疑いがある場合は、口頭審査時に確認する。

### ■ 口頭審査

提出された「災害時の事業継続計画」を作成した会社の担当責任者として、

5. 自社の現状を把握していること。
6. 事業継続計画を作成することの目的や意義を理解していること。
7. 作成過程で生じた課題や問題点に対して、どのように対処したか把握していること。
8. 質問に対する回答が適切であること。

上記の全ての基準を満たすものを「災害時の事業継続計画」として認定する。

# 中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定状況

## ● 中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会



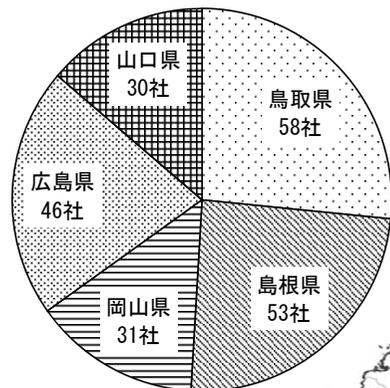
### 《審査会メンバー》

- 委員長 三浦 房紀 山口大学副学長
- 学識者委員 今岡 務 広島工業大学大学教授  
河原 能久 広島大学大学院教授  
松原 雄平 鳥取大学名誉教授
- 行政委員 中川 哲志 中国地方整備局統括防災官  
沢口 俊樹 中国地方整備局総括防災調整官

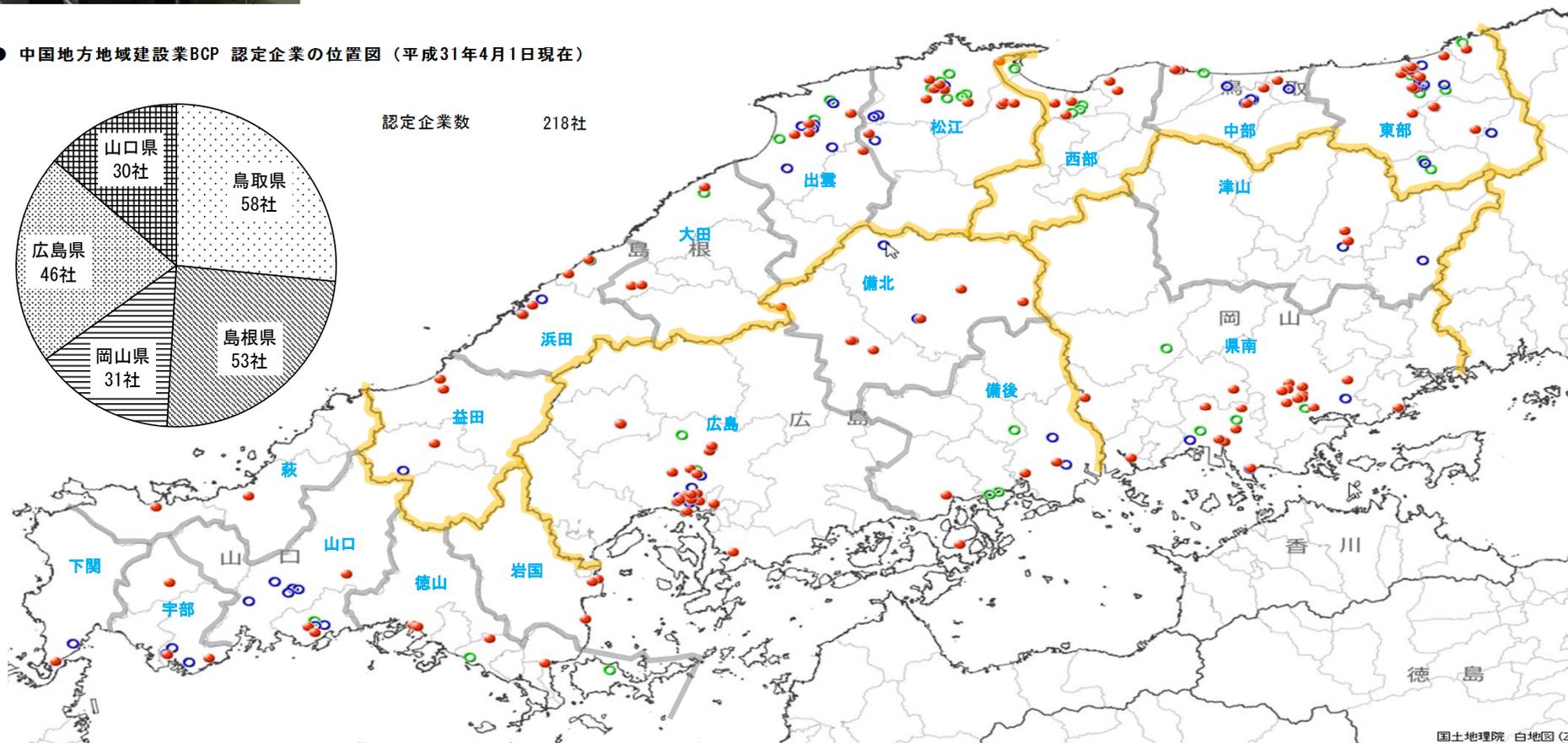
凡例

- 平成29年度 第1回認定
- 平成29年度 第2回認定
- 平成30年度 認定
- 青字 地方生活圏

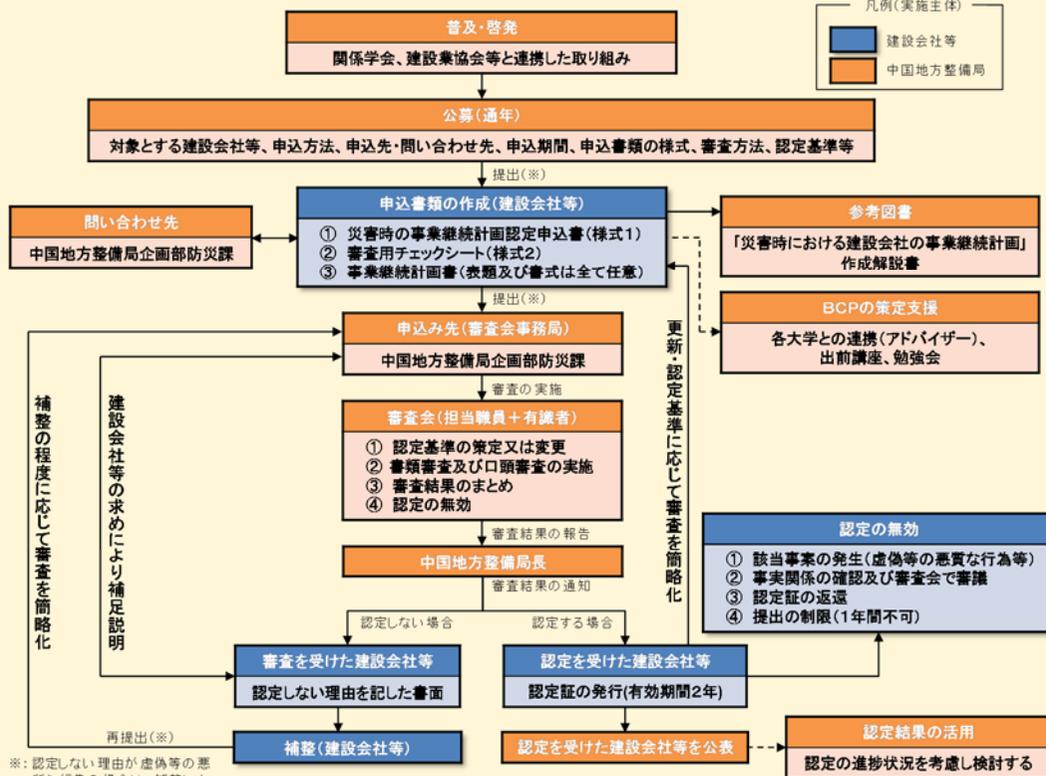
## ● 中国地方地域建設業BCP 認定企業の位置図 (平成31年4月1日現在)



認定企業数 218社



### 中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



※: 認定しない理由が虚偽等の悪質な行為の場合は、補正による再提出は不可及び申込み書類の提出は1年間不可。

### 勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみなさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申込み・お問い合わせ先』までご連絡ください。

### 審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。

審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

# 中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度

災害時に被災地域を早期に復旧するためには、地域建設業のみなさまざまのご協力が必要です。そのため国土交通省中国地方整備局では、中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)の審査・認定を実施しています。



企業を存続できる

従業員を守ることができる

地域に貢献できる

BCPがある

BCPがないと...

本制度の関連資料のダウンロードは  
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

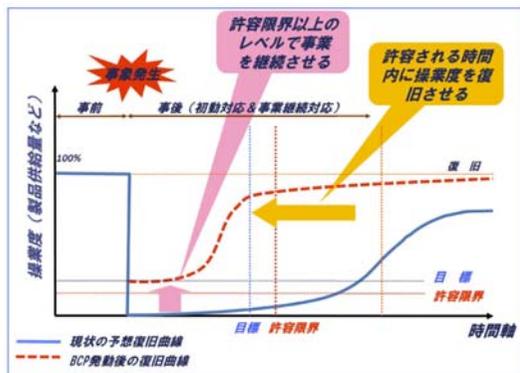


申込み・お問い合わせ先	国土交通省中国地方整備局防災室
住所	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
電話番号	082-221-9231(代)

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

- 1.災害後に優先的に実施または継続すべき“重要業務”を絞り込みます。
- 2.各重要業務について“目標着手時間”を設定します。
- 3.重要業務の実施するための対応計画を立案します。
- 4.訓練・更新計画を立案し、BCPをPDCAサイクルで改善し、実効性を高めます。

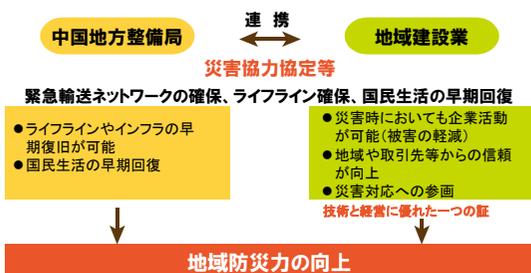


事業継続計画(BCP)の概念

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

BCPは経営戦略のひとつであり、『①従業員を守ること、②企業を存続させること』を目的に策定するものです。

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るためには、道路啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。災害復旧時に地域に貢献し、地域から信頼を得ることは、経営の健全化にもつながります。



【BCPについて地域建設業者が考えること】

実際にBCPを策定した地域建設業者(中国地方整備局管内に本社を置く会社)が考えるBCPは、以下のとおりです。

A社

- ・BCP策定の目的は、『従業員を守る』、『企業存続』、『地域復興』、『早期の業務再開』により『企業としての責務』を果たすこと。
- ・災害発生時に事業が中断するということは、企業にとって致命的な欠陥となる。
- ・実際に機能しないBCPは策定する意味がない。
- ・BCP策定の効果は、「社員の士気向上」、「取引先からの信頼感」、「トップと従業員の意識の共有」である。

B社

- ・BCP策定のきっかけは、『災害時に地域で信頼される会社になりたい』と考えたから。
- ・BCP作成時における会社トップのリーダーシップが非常に重要である。
- ・BCPは経営戦略であるため、会社の理念をしっかり持って作成すべきである。

国土交通省中国地方整備局主催「3.11東日本大震災追悼フォーラム」パネルディスカッションより抜粋(平成26年3月11日)

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

認定後は、2年ごとに更新審査を実施して同じく認定基準に基づき適否を確認し、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申込書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。

審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申込書類に基づく「書類審査」と建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図っていきます。